

令和5年第二回臨時会

八丈町議会議録

令和5年 7月26日 開会

令和5年 7月26日 閉会

八丈町議会

令和 5 年第二回八丈町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (7月26日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
承認第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
閉議及び閉会の宣告	1 1
署名議員	1 3

八丈町告示第8号

令和5年第二回八丈町議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和5年7月18日

八丈町長 山下 奉也

- 1 期 日 令和5年7月26日(水) 午前9時
- 2 場 所 八丈町役場大会議室
- 3 付議事件 (1) 専決処分事項の報告及び承認について(令和5年度八丈町一般会計補正予算)
(2) 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約

応招・不応招議員

応招議員（11名）

2番	浅沼隆章君	3番	奥山幸子君
4番	浅沼清孝君	5番	山下則子君
6番	金川孝幸君	7番	冲山昇君
8番	岩崎由美君	9番	浅沼碧海君
10番	山下巧君	11番	浅沼憲春君
12番	山本忠志君		

不応招議員（1名）

1番	真田幸久君
----	-------

令和5年第二回八丈町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年7月26日（水曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第12号 専決処分事項の報告及び承認について（令和5年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 4 議案第49号 八丈島歴史民俗資料館及び付属施設電気設備工事請負契約

出席議員（11名）

2番	浅沼隆章君	3番	奥山幸子君
4番	浅沼清孝君	5番	山下則子君
6番	金川孝幸君	7番	冲山昇君
8番	岩崎由美君	9番	浅沼碧海君
10番	山下巧君	11番	浅沼憲春君
12番	山本忠志君		

欠席議員（1名）

1番	真田幸久君
----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木真理君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	和田一宏君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康 課長	小野高志君	福祉健康 課長補佐	大澤知史君
建設課長	瀬筒国治君	産業観光 課長	大川和彦君

企業課長 菊池 拓君
消防長 堀本 敏彦君
代表委員 浅沼 拓仁君
監査委員

教育課長 菊池 良君
病務院 菅原 宏幸君
事務長 画面課長
企 佐々木 奏君
財政係

事務局職員出席者

事務局長 高橋 太志君
書記 篠原 高君

庶務係長 山本 良太君
書記 明石 丈君
(録音)

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。よって、令和5年第二回八丈町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に9番、10番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号1の書類をお願いします。書類番号1になります。

承認第12号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和5年7月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月6日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いします。補正予算書の1ページになります。

令和5年度八丈町一般会計補正予算。

令和5年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億8,076万6,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(和田一宏君) はい。令和5年7月6日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いします。4ページになります。

初めに歳入です。項の補正額で説明をいたします。

19款1項基金繰入金2,800万円の増。財政調整基金を繰り入れます。計、補正前、116億5,276万6,000円、補正額2,800万円、2,800万円の増、計116億8,076万6,000円。

次のページをお願いします。

歳出になります。

11款1項公共土木施設災害復旧費2,870万2,000円の増。こちらは7月6日早朝の大雨により被害を受けました中里桑谷ヶ洞線災害復旧工事と、檜立中之郷線災害復興復旧工事になります。

14款1項予備費70万2,000円減額して、計、補正前、116億5,276万6,000円、補正額2,800万円の増、計116億8,076万6,000円になります。

以上で説明を終わります。

○議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

質疑をお受けをいたします。質問ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第49号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の2番の書類をお願いします。

議案第49号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和5年7月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。次のページになります。

八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約。

八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金1億6,170万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町大賀郷3115番地、株式会社勝電技研、代表取締役、奥山勝也。

5、支出科目については省略いたしますが、1点訂正をお願いいたします。令和5年度となっておりますが、この事業は令和5年度と令和6年度の継続費となりますので、令和5年度の後に令和6年度と加えていただきますようお願いいたします。申し訳ございませんでした。

なお、工期につきましては、令和6年9月30日となっております。

内容については、教育課長から説明いたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） それでは、裏面の図面をお願いいたします。

この図面ですが、これは電気設備工事の幹線設備の図面になります。

図面中央上部の本館及び右側の新館、それから新築する収蔵庫、トイレ等、キュービクル等の電気設備の請負契約でございます。

電気設備工事の内容ですが、照明設備、電灯設備、コンセント設備、拡声設備、自動火災報知設備、ITB設備、配電線、路線設備工事などを行います。

工期は、企画財政課長が申し上げたとおり、令和6年9月末までの14か月でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

それでは、3番。

○3番（奥山幸子君） これまで島内業者では無理ということで、入札不調が続いたわけですが、今回島内業者ということなので、その理由を教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 当初、分割発注工事は島内業者のみで建築、それから機械設備、電気設備で行ってまいりました。それを踏まえて、三度島内業者に工事契約をお願いしたいというところで発注したんですけれども、どうしても島内工事業者の技術者だけではできないということが判明しましたので、今回はその資格を持った技術者を島外から来ていただいて、島内業者が島外から呼んで、資格を持った技術者を呼んで施工するパターンと、島外の業者が島内の業者と共同とか、親受け、下請けに入って、島外の業者が参加する方法を考えまして、このような金額になっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○3番（奥山幸子君） はい。

○議長（山本忠志君） じゃ、6番。

○6番（金川孝幸君） この契約に反対するものではなく、むしろ島内の業者が落札したということで歓迎したいところなんですけど、今説明にあったように、有資格者、島外から呼んでやるということなんですけれども、その方は例えば現場代理人とか、そういう立場の方なんですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 現場代理人は島内の業者でできる方がいらっしゃいますので、どうしても施工のときに有資格者しかできない工事等がありますので、そのところを島外からそういう資格を持った方が、常駐ではなくて、その工場の必要なときに来て、施工するということになると思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 今回補正されて5,000万近く増額になっていると思うんですが、その費用の内訳というのは、この島外から業者を呼ぶための用なんですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 6月の補正では9,000万の補正を上げて、電気設備工事は2億という積算を、概算でございますけれども、積算をしております。それは、島内の業者が全く参加しないという想定で、島外の業者が乗り込んできて全て行うという想定の可能性も考えて、2億円、9,000万の補正をしたんですけれども、入札までいろいろ調査をしまして、やはり島内の業者がどんな形でも参加していただかないと難しいということで、こういう折衷、島内の業者と島外の業者とが協力していただけて行うという工事で発注しました。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） ということは、資材等の高騰とか、そういうのは全然関係なく、島外から呼ぶだけで5,000万追加ということではないんですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） このたび単価の見直しも全て行いまして、それから島内の業者が参加するということで、大体それで4,000万。それに、単価の積み上げではなくて、率を掛けて積算する部分がありますので、要するに、基礎の部分が高くなると、率の部分がおさら高くなって1億6,000万ということになっております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 度重なる不調で、関係する皆さんは本当に心を砕かれたと思って、本当に落札していただいてよかったなと思います。本当にご苦労さまでした。

ちょっと企画財政のほうに伺いたいんですけども、こういうケースが、同様なことが今後町の事業の中であり得るかどうか。要するに、電気設備工事で有資格者が必要な案件が今後出るかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） ものによりましては、大きな建物ですとか、そういった部分では、今後あり得ることだと思います。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） その場合、やはりどういう体制というか、それも島内の業者さんによるんでしょうけれども、何か対応とかを考えられますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） やはりそこら辺は設計業者が必ず絡みますので、設計業者の積算の部分で、いろいろな可能性を視野に入れて積算をしていただくというような方式を取る以外はないと思います。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 私が聞いても分からないと思うんですけども、技術者がいないということでは島外の方を呼ばれるということですけども、裏を見ても、どの部分が島外の人ではないとできないのか、どういう技術が必要なのかというのを教えていただけたらと思いました。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 大変この図面が見にくくて申し訳ございません。ただ、電気設備工事はこういう図面が数十枚とありまして、それを読み解いて説明するというのは私どもでできないんですけども、例えばキュービクルという電気設備を入れる場合には、その工事ができるのはその技術を持った方しかできない。

それから、キュービクルがつながってしまうと、ほかのところも、末端のところも、普通の電気屋さんではなくて、必ず技術を持った方が施工しなければいけないという法律があるんですね。

そういうことで、一つ一つは示されないんですけども、その大きな電力を使うところには、資格を持った方しかできないという規制がありますというところです。

○議長（山本忠志君） 3番、よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第49号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設電気設備工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

よって、令和5年第二回八丈町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時16分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年7月26日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 浅 沼 碧 海

署 名 議 員 山 下 巧